

## 国立天文台研究交流委員会規則

平成16年 7 月 22日

国 天 規 則 第 31 号

### (設置)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第9条第2項の規定に基づき，国立天文台運営会議（以下「運営会議」という。）に，研究交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は，台長の諮問について答申をし，又は台長に意見を具申する。

2 委員会は，次の各号に掲げる事項について審議する。

一 国内及び国際的研究交流に関する事項

二 共同研究・共同利用に関する基本的事項及び客員教授、客員准教授及び客員研究員の候補者推薦等に関する事項

三 その他研究交流に関する専門的事項

3 委員会は，運営会議から要請のあった専門的事項等の調査を行い，運営会議に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は15人以内の委員をもって組織する。

### (委員の委嘱等)

第4条 委員は，国立天文台（以下「天文台」という。）の研究教育職員のうちから台長が指名し，又は大学の教員及びその他の者のうちから台長が委嘱する。

2 台長が天文台の研究教育職員のうちから指名する委員と大学の教員及びその他の者のうちから委嘱する委員の数はほぼ同数とする。

3 台長は，委員を指名又は委嘱したときは，運営会議に報告する。

### (任期)

第5条 委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第6条 委員会に，委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は，研究連携主幹をもって充てる。

3 委員長は，委員会を招集し，その議長となり会務を総括する。

4 副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときはその職務を代理し，委

員長が欠けたときはその職務を行う。

(小委員会等)

第7条 委員会に、第2条第2項に掲げる事項のうち特定のものについて調査審議するため、小委員会又はワーキング・グループ（以下「小委員会等」という。）を置くことができる。

2 小委員会等は、委員会の委員長の推薦に基づき、台長が指名又は委嘱する委員会の委員及び台長が指名又は委嘱する次の者をもって組織する。

- 一 天文台の職員
- 二 大学の教員
- 三 前各号に掲げる以外の者

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 7 月 1 日を任期の始期とする委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 6 年 9 月 30 日までとする。